【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（内部統制報告書に係る賠償責任に関する読替え）

**第四条の二の九**　法第二十四条の四の六（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において内部統制報告書（その訂正報告書を含む。）のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の六の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第二十二条第二項 | 前項 | 第二十四条の四の六において準用する前項 |

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（内部統制報告書に係る賠償責任に関する読替え）

**第四条の二の九**　法第二十四条の四の六（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において内部統制報告書（その訂正報告書を含む。）のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の六の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第二十二条第二項 | 前項 | 第二十四条の四の六において準用する前項 |

（改正前）

（新設）